



JASDAQ

平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 植 松 商 会
代 表 者 名 代表取締役社長 植松 誠一郎
(コード：9914 東証 JASDAQ)

問 合 せ 先

役 職 ・ 氏 名 取締役管理部長 阿 部 智
電 話 022-232-5171 (代表)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、改定後の内容を下記の通りお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを踏まえ改定するものであります。

記

1. 経営の基本方針

当社は、機械工具・産業機器等の生産財の提供を使命として、地域社会と地域産業の発展向上に貢献することを創業の理念としております。「企業の永続繁栄」・「企業の存在価値」・「企業の環境責任」を経営基本方針として、お客様第一の基本姿勢のもと業界地位の向上に努めております。

この企業使命の実現のため経営理念と行動指針を定めております。

【経営理念】

根 性	われらは、創業の精神をもって常に前進する
奉 仕	われらは、常に最良の商品を最も良心的に供給する会社とする
和	われらは、親和一致社業に培い会社と共に繁栄する
礼	われらは、職責と礼儀を尊び会社の名誉と秩序を守る
実 現	われらは、人材の育成に努力し企業の永久発展を期す

【行動の原点 5 つの誓い】

基本姿勢	私たちは、地域の発展と技術革新をわが事と思いお得意先の繁栄に責任を持つ立場で行動します。
販売情報提供	私たちは、低成長、省資源、省エネルギー、省力、無公害時代にふさわしい情報を提供し、ユーザーニーズのよき相談相手となります。
商品・販売	私たちは、時代を先取りする、オリジナル商品を発掘開発し、取引先との共存共栄のあり方と単品販売からシステム販売を追求します。
管理システム	私たちは、磨き抜かれた基本動作と判断基準を明確にし、結果に責任をもつ姿勢で仕事にあたり、効率の高いシステムを作ります。
人づくり	私たちは、企業の使命観にもえ、根性、誠実、協調を旨として、プロとして恥ずかしくない人間になります。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、行動規範(コンプライアンス・プログラム)を明確にして、全役職員に周知徹底させる。
- (2) コンプライアンスの統括組織は社長を議長とする経営会議の場とし、管理部取締役をコンプライアンス担当役員に任命し、管理部がコンプライアンス体制の構築・整備ほかその運営にあたる。
- (3) 役職員に対しては、コンプライアンスに関する研修等を通じ指導し、社内の法令遵守意識の醸成をはかる。

3. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

経営会議議事録や稟議決裁書、役員会等における重要な意思決定及び報告に関しては、法令・社内規程に基づき、適正に文書の保存及び管理を行う。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業展開上考えられるリスクの予防については、毎月実施される経営会議での普遍テーマとして取組み、同会議が統括する。
- (2) リスクの管理については、社内規程で定めるとともに、関係部門にて必要に応じた研修等を通じ会社全体として対応する。
- (3) 与信の対象・与信限度額などについての社内規程、稟議規程の遵守を徹底し、必要に応じてリスク管理の観点から規程の見直しを行う。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の業務執行状況のチェックや情報の共有を目的とした原則週1回の役員会を継続実施する体制を維持する。
- (2) 定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定に際しては、役員会を機能的に取締役会に置き換えるほか、必要に応じた随時開催を行い、経営の意思決定を迅速にする。

6. 会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社において該当事項はないが、子会社設立等の際は当該体制の決議を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて、監査役の業務補助のための使用人を置けるものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性確保に関する事項

当該使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換の上、決定するものとし、原則、監査役会の同意を得るものとする。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べる事が出来るものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあることを発見した時、役職員による違法又は不正な行為を発見した時、直ちに監査役に報告するものとする。
- (2) 常勤監査役は、取締役会および経営会議等における重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、都度出席するものとする。
- (3) 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っていくものとする。
- (4) 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度(企業倫理ヘルプライン)における通報者については、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行ってはならないことを行動規範規定に定め、その保護をはかる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- (1) 役職員の監査役監査に対する社内理解を深め、監査役監査の環境を整備するように務める。
- (2) 代表取締役との意見交換を随時行うとともに、社内および監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行をはかる。
- (3) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携をはかる。
- (4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 基本的な考え方

当社は、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした姿勢で対応する。

(2) 整備状況

反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署は管理部とするほか、各部門長を責任者として、警察や(財)暴力団追放センター等の外部専門機関と緊密に連携の上組織的に対応する。

以 上